

東川国際文化福祉専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、人間教育を基本として、幼児教育、社会福祉、医療分野に貢献する人材の育成、並びに外国人に対し日本の言語や文化の教育を行い、国際化社会に対応する人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、東川国際文化福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、北海道上川郡東川町進化台に置く。

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本校は、自己評価結果を踏まえ、本校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

分野	課程	学科	昼夜の別	修業年限	入学定員	総定員	学級数
教育・社会福祉	専門	こども学科	昼間	2年	50人	100人	2学級
	専門	介護福祉科	昼間	2年	80人	160人	4学級
医療	専門	医薬福祉学科	昼間	2年	40人	80人	2学級
文化・教養	専門	日本語学科 1年6ヶ月課程	昼間	1年6月	60人	120人	6学級
	専門	日本語学科 2年課程	昼間	2年	40人	80人	4学級

2 一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人を標準とする。ただし、こども学科については50人、日本語学科については20人とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、日本語学科1年6ヶ月課程の4月1日に始まるものについては、翌年9月30日に終わり、10月1日に始まるものについては、翌々年3月31日に終わる。

また、日本語学科2年課程については、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

(学期の終始期)

第7条 学年は、前期と後期の2期とする。

(1) こども学科、介護福祉科及び医薬福祉学科

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(2) 日本語学科1年6ヶ月課程(4月開始)

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年9月30日まで

(3) 日本語学科1年6ヶ月課程(10月開始)

前期 10月1日から翌年3月31日まで

後期 翌年4月1日から翌々年3月31日まで

(4) 日本語学科2年課程

前期 4月1日から翌年3月31日まで

後期 翌年4月1日から翌々年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(4) 本校開校記念日 5月2日

(5) 夏期休業日 7月下旬から8月中旬まで

(6) 冬期休業日 12月下旬から1月中旬まで

(7) 春期休業日 3月中旬から4月上旬まで

2 教育上特に必要があるときは、休業日に授業を行うことがある。この場合、授業日を休業日に振り替えることがある。

3 非常変災、その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 教育課程

(授業期間)

第9条 本校の授業期間は、試験等の期間を含め年間35週を下らないものとする。ただし、日本語学科1年6ヶ月課程の前期については18週を下らないものとする。

(教育課程、修得単位等)

第10条 本校のこども学科及び介護福祉科の教育課程と修得単位数は、別表1（こども学科）、別表2（介護福祉科）とし、学生は在学中に所定の単位を修得しなければならない。

なお、こども学科幼児教育専攻は、豊岡短期大学と併修となるため、必要な単位を修得しなければならない。

2 医薬福祉学科及び日本語学科の教育課程と履修単位時間数は、別表3（医薬福祉学科）、別表4及び5（日本語学科）とし、学生は在学中に所定の単位時間数を履修しなければならない。

(授業時数の単位数への換算)

第11条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、次のとおりとする。

こども学科

- (1) 講義については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

介護福祉科

- (1) 講義については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。
- (3) 実習については、毎週3時間15週の実習をもって1単位とする。

医薬福祉学科、日本語学科

授業時数の1単位時間は45分とする。

第5章 成績の評価、課程修了の認定及び卒業

(成績の評価)

第12条 各授業科目の履修を終了した者には、評価のうえ単位又は単位時間を与える。

2 評価の方法は、試験・論文その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担任教員がこれを定める。

ただし、各科目につき授業時数の3分の2以上、介護実習については5分の4以上の出席時数がなければ当該科目の評価を受けることができない。

- 3 試験の評価は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点以下)をもって評し、可以上を合格とする。

(課程修了の認定)

第13条 本校の課程を修了するためには、修業年限以上在学するとともに第10条の課程を修了しなければならない。

ただし、4年以上在学することはできない。

- 2 課程の修了に必要な単位又は単位時間数は、こども学科 94 単位以上、介護福祉科 91 単位以上、医薬福祉学科登録販売者専攻 2385 単位時間以上、医薬福祉学科医療事務専攻 1710 単位時間以上、日本語学科 1 年 6 ヶ月課程 1208 単位時間以上、日本語学科 2 年課程 1604 単位時間以上とする。
- 3 日本語学科においては、いずれの課程も 9 割以上の出席率が必要である。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第14条 本校所定の課程を修了した者には、卒業の認定のうえ卒業証書を授与する。

(専門士の称号等付与)

第15条 こども学科、介護福祉科、医薬福祉学科の専門課程を修了した者には、専門士の称号を付与する。

また、こども学科幼児教育専攻の課程を修了した者には、併修となる豊岡短期大学から短期大学士の称号と幼稚園教諭 2 種免許が付与される。

第6章 教職員組織及び教員会議

(教職員組織)

第16条 本校の教職員は、学校長、専任教員、非常勤講師、事務職員及びその他職員とする。

- 2 学校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

(教員会議)

第17条 教員会議は学校長及び専任教員をもって組織する。

- 2 教員会議の議長は学校長とする。

(教員会議の協議事項)

第18条 教員会議は次の事項について協議決定する。

- (1) 学生の教育及び指導に関すること。
 - (2) 学生の入学、退学、休学、復学及び賞罰に関すること。
 - (3) 学術の研究、並びに学校の教育向上に関すること。
- 2 教員会議運営上の細則については、教員会議において決定する。

第7章 入学、退学、休学

(入学時期)

第19条 本校の入学時期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第20条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ本校が実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

ただし、地方自治体等から資格取得について委託があった者は、この限りでない。

- (1) 高等学校卒業若しくはこれに準ずる学校を卒業した者（入学年度卒業見込者を含む。）
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本校における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学手続、許可)

第21条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第30条に定める検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して書類選考又は試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の納入金及び本校の指定する書類を提出しなければならない。
- (4) 前号に定める手続が指定の期間内に行われなるときは、学校長は入学の許可を取り消すことができる。

(連帯保証人)

第22条 入学を許可された者は、連帯保証人を定め指定期日までに届け出なければならない。

2 連帯保証人は、学生の学費の支弁及び学生が在学中の一切のことについて責任を持つものとする。

(退学)

第23条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を連帯保証人連署のうえ提出し、学校長の許可を得なければならない。

また、「留学」の在留資格により入学した者は、退学日に帰国しなければならない。

ただし、帰国準備等やむを得ない事情があると学校長が認めた場合、一定期間猶予することができる。

(休学)

第24条 疾病その他やむを得ない事由により2ヶ月以上修学することのできない者は、期間及び事由を記載した書類を連帯保証人連署のうえ提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(休学の期間)

第25条 休学の期間は、2年を超えることができない。

ただし、「留学」の在留資格により入学した者は、3ヶ月を超えることができない。

2 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第26条 休学期間満了のとき、または休学期間であってもその事由が消滅したときは、学校長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は教員会議の決議を経て学校長が除籍することができる。

(1) 卒業見込がないと認められた者

(2) 授業料等納入の義務を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(転入学)

第28条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

(転科)

第29条 他科への転科は認めない。

ただし、日本語学科の学生については、この限りでない。

第8章 検定料、入学金、授業料及びその他の学費等

(入学金及び授業料等)

第30条 本校の検定料、入学金、授業料、その他の学費及び諸経費は次のとおりとす

る。

(単位：円)

区 分		こども学科 《幼児教育専攻》			備 考
		学費・諸経費	第1学年	第2学年	
学 費	本 校	入 学 金	100,000	—	入学手続時
		授 業 料	380,000	430,000	前期と後期に分納
		施 設 設 備 費	150,000	150,000	
		維 持 費	150,000	150,000	
		小 計 ①	780,000	730,000	
	豊岡短期大学	選 考 料	10,000	—	
		入 学 金	30,000	—	
		授 業 料	150,000	150,000	前期と後期に分納
		認定科目修得料	30,000	30,000	
		学 習 管 理 費	10,000	10,000	
		課 程 授 業 料	20,000	—	
	小 計 ②	250,000	190,000		
	学 費 合 計 ①+②		1,030,000	920,000	
諸 経 費	豊岡短期大学	S C 管 理 費	15,000	—	
		S C 受 講 料	81,000	51,000	
		卒業申請手数料	—	2,000	
		卒業記念品	—	7,000	
		免許申請手数料	—	3,000	
		免許申請収入証紙	—	3,300	
	証明書(卒業・成績)手数料	—	1,700		
諸 経 費 合 計 ③		96,000	68,000		
総 合 計 ①+②+③		1,126,000	988,000		
検 定 料		20,000	—	出願時	

(単位：円)

区 分	こども学科 《保育福祉専攻》		備 考
	第1学年	第2学年	
入 学 金	100,000	—	入学手続時
授 業 料	480,000	480,000	前期と後期に分納
施設設備費	150,000	150,000	
維 持 費	150,000	150,000	
合 計	880,000	780,000	
検 定 料	20,000	—	出願時

(単位：円)

区 分	介護福祉科		医薬福祉学科		備 考
	第 1 学年	第 2 学年	第 1 学年	第 2 学年	
入 学 金	100,000	—	100,000	—	入学手続時
授 業 料	660,000	660,000	660,000	660,000	前期と後期 に分納
施設設備費	150,000	150,000	150,000	150,000	
維 持 費	150,000	150,000	150,000	150,000	
合 計	1,060,000	960,000	1,060,000	960,000	
検 定 料	20,000	—	20,000	—	出願時

(単位：円)

区 分	日本語学科		備 考
	1 年 6 ヶ月課程	2 年課程	
入 学 金	100,000	100,000	入学手続時
授 業 料	1,100,000	1,300,000	前期と後期に分納
施設設備費	100,000	100,000	
維 持 費	100,000	100,000	
合 計	1,400,000	1,600,000	
検 定 料	—	—	

- 2 前項に定める学費の他 2 ヶ年の実習諸費として、こども学科の幼児教育専攻は 140,000 円、こども学科の保育福祉専攻及び医薬福祉学科は 100,000 円、介護福祉科は 200,000 円を徴収する。

(授業料等の納入)

第 3 1 条 授業料その他の学費は毎学年始め 1 ヶ月以内に納入しなければならない。

ただし、特別の事情のある者は分納を認めることができる。

また、正当な理由によらないで授業料その他の学費を滞納し、かつ督促を受けてもなお納入しない者は除籍することができる。

- 2 既納の授業料その他の学費は、原則として返還しない。

ただし、入学式以前に入学を辞退した場合、こども学科幼児教育専攻の授業料その他の学費の一部を除き入学金その他の納入金全額を返還する。

(休学等における授業料等の納入)

第 3 2 条 休学、退学、復学及び除籍の場合は、その期日に属する所定の授業料その他の学費及び諸経費を納入しなければならない。

(授業料等納入の特例)

第33条 休学期間中の授業料等は免除する。

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 学業その他優秀で学生の模範となる者に対しては、教員会議の決議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第35条 本校の規則に違反し又は本校の学生として適切でない行為のあった者に対しては、教員会議の決議を経て学校長は学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて欠席する者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 補則

(健康診断)

第36条 学生の健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(施行細則)

第37条 この学則に基づく諸届、手続等の書式は、別に定めるところによる。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から実施する。

(ただし、平成20年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成22年4月1日から実施する。

(ただし、平成21年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成23年4月1日から実施する。

(ただし、平成22年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成24年4月1日から実施する。

(ただし、平成23年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成25年4月1日から実施する。

(ただし、平成24年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成26年4月1日から実施する。

(ただし、平成25年度以前の入学者は、なお従前の学則によるものとするが、教育・社会福祉専門課程 保育科の学科名はこども学科と読替える。)

この学則は、平成27年4月1日から実施する。

(ただし、平成26年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成28年4月1日から実施する。

(ただし、平成27年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成29年4月1日から実施する。

(ただし、平成28年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成29年10月1日から実施する。

(ただし、平成29年度9月以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成30年4月1日から実施する。

(ただし、平成29年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、平成31年4月1日から実施する。

(ただし、平成30年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和2年4月1日から実施する。

(ただし、平成31年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和3年4月1日から実施する。

(ただし、令和2年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和4年4月1日から実施する。

(ただし、令和3年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和5年4月1日から実施する。

(ただし、令和4年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和6年4月1日から実施する。

(ただし、令和5年度以前の入学者は、なお従前の学則による。)

この学則は、令和7年4月1日から実施する。

(ただし、令和6年度以前の入学者は、なお従前の学則によるものとするが、第2条の名称については東川国際文化福祉専門学校と読替える。)

こども学科 教育課程表

別表1

学 問 領 域		の規 定 単 位	授 業 形 態	単 位 数	時 間 数	必 修 選 択	学 問 領 域		の規 定 単 位	授 業 形 態	単 位 数	時 間 数	必 修 選 択	
系列	教 科 目						系列	教 科 目						
教 養 科 目	憲 法	6以上	講義	2	30	必修	保 育 の 内 容 ・ 方 法 に 関 す る 科 目	子どもと音楽表現Ⅰ	※	演習	2	30	必修	
	情報リテラシーと処理技術		演習	2	30	必修		子どもと音楽表現Ⅱ		演習	2	30	必修	
	子ども理解の理論と方法		講義	2	30	必修		子どもと音楽表現Ⅲ		演習	2	30	必修	
	文 章 表 現		演習	2	30	必修		子どもと音楽表現Ⅳ		演習	2	30	選択	
	英 語	2以上	演習	2	30	必修		子ども の う た		演習	1	15	必修	
	保 健		1	講義	1	15		必修		子どもと造形表現	演習	1	15	必修
	一 般 体 育		1	実技	1	30		必修		子どもと言語表現	演習	1	15	必修
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	2	講義	2	30	必修	保 育 実 習	保育所実習指導Ⅰ	2	演習	2	30	必修	
	教育原理	2	講義	2	30	必修		施設実習指導Ⅰ		演習	2	30	必修	
	子ども家庭福祉	2	講義	2	30	必修		保育所実習Ⅰ	4	実習	2	90	必修	
	社会福祉	2	講義	2	30	必修		施設実習Ⅰ		実習	2	90	必修	
	子ども家庭支援論	2	講義	2	30	必修		保育所実習指導Ⅱ	1	演習	2	30	選択	
	社会的養護Ⅰ	2	講義	2	30	必修		施設実習指導Ⅱ		演習	2	30	選択	
	保育者論	2	講義	2	30	必修		保育所実習Ⅱ	2	実習	2	90	選択	
	障がい者(児)福祉論	※	講義	1	15	選択		施設実習Ⅱ		実習	2	90	選択	
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	2	講義	2	30	必修	総 合 演 習	保育実践演習	2	演習	4	60	必修	
	子ども家庭支援の心理学	2	講義	2	30	必修								
	子どもの理解と援助	1	演習	1	15	必修								
	子どもの保健	2	講義	2	30	必修		特 別 科 目	地域子育て支援活動Ⅰ	規 定 な し	演習	2	30	必修
	子どもの食と栄養	2	演習	2	30	必修			地域子育て支援活動Ⅱ		演習	2	30	必修
	教育心理学	※	講義	2	30	選択			自然と生命		演習	1	15	必修
	子どもの文化	※	演習	1	15	選択			地域支援専門員講座		演習	1	15	必修
保育課程論	2	講義	2	30	必修	介護概論	講義		4		60	選択		
保育内容総論	1	演習	1	15	必修	生活支援技術	演習		4		60	選択		
子どもと健康	1	演習	1	15	必修	高齢者・障がい者の福祉	講義		2		30	選択		
保育の内容・方法に関する科目	子どもと人間関係	1	演習	1	15	必修	保健医学	講義	1	15	選択			
	子どもと環境	1	演習	1	15	必修	特別支援教育	講義	1	15	選択			
	子どもと言葉	1	演習	1	15	必修	教育方法論	講義	2	30	選択			
	子どもとリズム表現	1	演習	1	15	必修	教育相談	講義	2	30	選択			
	子どもと音楽	2	演習	2	30	必修	教育実習	実習	4	160	選択			
	子どもと造形	2	演習	2	30	必修	教育実習指導	演習	2	30	選択			
	子どもと体育	2	演習	2	30	必修	卒業演習	演習	2	30	必修			
	乳児保育Ⅰ	2	講義	2	30	必修	※印合計15単位以上							
	乳児保育Ⅱ	1	演習	1	15	必修								
	子どもの健康と安全	1	演習	1	15	必修								
	障がい児保育	2	演習	2	30	必修								
	社会的養護Ⅱ	1	演習	1	15	必修								
	子育て支援	1	演習	1	15	必修								
人間関係論	※	講義	1	15	選択									
合 計														
							69科目 123単位 2200時間							

介護福祉科 教育課程表

別表 2

領域	教育内容	教科目	規定上の時数	必修選択	履修方法			
					形態	時間	単位	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	30以上	必修	講義	30	2
		人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーション	60以上	必修	講義	30	2
			耕生活動		必修	講義	30	2
	社会の理解	社会の理解	社会福祉概論	60	必修	講義	60	4
			社会保障論		必修	講義	30	2
選択		老人福祉論		必修	講義	60	4	
介護	介護の基本	介護の基本Ⅰ	180	必修	講義	60	4	
		介護の基本Ⅱ		必修	講義	60	4	
		地域支援活動Ⅱ		必修	演習	60	2	
	コミュニケーション技術	コミュニケーションスキル	60	必修	講義	60	4	
	生活支援技術	生活支援技術	生活支援技術Ⅰ	300	必修	演習	150	5
			生活支援技術Ⅱ		必修	演習	90	3
			生活支援技術Ⅲ		必修	演習	60	2
	介護過程	介護過程	150	必修	演習	150	5	
	介護総合演習	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	120	必修	演習	60	2
			介護総合演習Ⅱ		必修	演習	60	2
	介護実習	介護実習	介護実習Ⅰ	450	必修	実習	90	2
介護実習Ⅱ			必修		実習	135	3	
介護実習Ⅲ			必修		実習	225	5	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	60	必修	講義	60	4	
	認知症の理解	認知症の理解	60	必修	講義	60	4	
	障害の理解	障害者福祉論	60	必修	演習	60	2	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	必修	講義	30	2	
		心理学		必修	講義	30	2	
		医学・医療の知識		必修	講義	60	4	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケアⅠ	50以上	必修	講義	75	5	
		医療的ケアⅡ		必修	演習	30	1	
特別科目		試験対策講座		必修	講義	45	2	
		療育音楽		必修	演習	30	1	
		地域支援活動Ⅰ		必修	演習	135	4	
		東川スタイル/コンディショニング		必修	演習	30	1	
合 計			1850			2145	91	

医薬福祉学科 教育課程表

別表3

区分	科目名	履修形態	登録販売者専攻		医療事務専攻		必修選択
			単位数	時間数	単位数	時間数	
医薬関連科目	薬学概論	講義	3	45	3	45	必修
	解剖生理学	講義	2	30	2	30	必修
	OTC各論Ⅰ	講義	6	90			必修
	OTC各論Ⅱ	講義	3	45			必修
	医薬品適正使用法	講義	2	30			必修
	医療関連法規	講義	2	30	2	30	必修
	薬事関連法規	講義	3	45			必修
	薬学検定対策	演習	2	60			必修
	登録販売者対策	演習	5	150			必修
	ドラッグストア実習指導	演習	1	30			必修
	ドラッグストア実習	実習	21	945			必修
	応対研究	演習	1	30	1	30	必修
	医療事務Ⅰ	講義			13	195	必修
	医療事務Ⅱ	講義			5	75	必修
	医療秘書	演習			2	60	必修
	電子カルテ/DPC	演習			2	60	必修
	医事コンピューターⅠ	演習			1.5	45	必修
	医事コンピューターⅡ	演習			1.5	45	必修
	医事コンピューターⅢ	講義			3	45	必修
	調剤薬局事務	演習	3	90	3	90	必修
	医療機関実習指導	演習			1	30	必修
	医療機関実習	実習			3	135	必修
	健康管理学	講義	2	30	2	30	必修
	病理・薬理学	講義	2	30	2	30	必修
	ビューティーケア	講義	2	30	2	30	必修
	食生活論	講義	2	30	2	30	必修
実習報告	演習	2	60	3	90	必修	
特別講義	講義	4	60	4	60	必修	
卒業演習	演習	1	30	1	30	必修	
福祉関連科目	介護の基本	講義	3	45	3	45	必修
	介護事務	講義	2	30	2	30	必修
一般教養	国際文化理解	講義	2	30	2	30	必修
	国際交流	演習	2	60	2	60	必修
	プレゼンテーション	演習	1	30	1	30	必修
	パソコンスキル	演習	1.5	45	1.5	45	必修
	就職対策Ⅰ / 一般教養	演習	1.5	45	1.5	45	必修
	就職対策Ⅱ / 自己分析	演習	1	30	1	30	必修
	就職対策Ⅲ / 面接実践	演習	1	30	1	30	必修
	ビジネスマナーⅠ	講義	2	30	2	30	必修
	ビジネスマナーⅡ	講義	2	30	2	30	必修
	ビジネス文書作成	演習	1	30	1	30	必修
	課外活動	演習	2	60	2	60	必修
学校行事						必修	
【合計】			91	2385	81	1710	

日本語学科 教育課程表

別表 4

(1年6ヶ月課程)

区分	科目名	履修形態	時間数	必修選択
言語知識	日本語文法	講義	440	必修
言語活動	日本語聴読解	講義	264	必須
	日本語文章・口頭表現	講義	200	必修
言語演習	日本語演習	演習	276	必修
社会・文化	日本事情	演習	28	必修
合 計			1,208	

日本語学科 教育課程表

別表 5

(2年課程)

区分	科目名	履修形態	時間数	必修選択
言語知識	日本語文法	講義	640	必修
言語活動	日本語聴読解	講義	340	必須
	日本語文章・口頭表現	講義	280	必修
言語演習	日本語演習	演習	316	必修
社会・文化	日本事情	演習	28	必修
合 計			1,604	